

令和2年8月3日

保護者様（長子配付）

福岡市立高取小学校
校長 齊藤 典弘

学校における定期健康診断の実施について

ようやく梅雨が明け、いよいよ夏本番という今日この頃、皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、例年学校では、1学期に内科・眼科・耳鼻科・歯科・心電図・尿検査等の健康診断を実施しております。しかし、今年度は1学期に新型コロナウイルス感染症に係る臨時休校期間があったため、その予定が延期されていまして。この度、教育委員会より、学校保健安全法に則って、延期していた定期の健康診断を9月より順次実施するとの通知がありました。

本校においては、新型コロナウイルス感染予防の観点からできる限りの対策を講じながら、各学校医と連携をして健康診断を実施していこうと考えているところです。何卒ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

なお、日程等につきましては、決まり次第プリントやメールでお知らせしますので、そちらをご参照ください。

参考（学校保健安全法第13条）

学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

○感染予防の対策例

- ・ 検診中のマスク着用を徹底する。（歯科は検診前後のマスク着用）
- ・ 検診前後の手洗いを徹底する。
- ・ 検診前に健康状態の確認し、風邪症状がある者は検診を行わないようにする。
- ・ 検診を待つ間の整列時には、1メートル以上間隔をあける。
- ・ 密集しないよう、一度に多くの児童が検査を行う部屋に入らないようにする。
- ・ プライバシーを確保した上で、検診を行う部屋の換気を十分に行う。
- ・ 会話や発声を控えるよう指導する。

※学校医及び帯同者については、教育委員会が福岡市医師会、福岡市学校歯科医会を通じて、手指衛生の励行や飛沫防止の工夫をお願いしています。また、必要な場合を除き、口腔内を手指で触らない方法で検査を実施していただくようお願いしています。